



大阪弁護士会

参加費
無料



一時保育あり
(完全予約制)



大阪弁護士会

シンポジウム

ソーシャルゲーム・ 課金型ゲームの 適切な利用を考える

～未成年者が被害にあわないために～

日時 **2014年7月12日(土)**

午後1:00～4:30(開場0:30)

場所 **大阪弁護士会館2階ホール**

①基調講演

●被害状況・事案の説明

川添 圭弁護士(大阪弁護士会 消費者保護委員会委員)

●ゲーム業界の取り組み

ゲーム業界の関係者を予定

●消費者庁、総務省等行政の取り組みについて

沢田登志子氏(一般社団法人ECネットワーク 理事)

②パネルディスカッション

川添 圭弁護士／沢田登志子氏／

坂東俊矢弁護士(大阪弁護士会、京都産業大学法科大学院 教授)
他1名を予定

近時、オンラインゲームに関するトラブルが増えてきました。国民生活センターPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に寄せられた相談件数は、2010年度が2,043件だったのに対し、2012年度は5,622件まで増加しています。

その中身は、「利用した覚えのない高額請求が届く」「未成年者である子供が親のクレジットカードを無断で使用してソーシャルゲーム内でアイテムを購入し、後で高額な請求が親の下に届く」「ソーシャルゲーム内で誹謗中傷を受けた」等様々な問題があります。

そして、これらの問題を巡っては、課金システムが複雑であるうえ、クレジットカードを使用しているケースが多く、また、法律関係が複雑になっている事案も多いため、解決までの道のりが困難なものもあります。

本シンポジウムでは、特に被害を受けやすい未成年者を中心として、課金型ゲームの適切な利用について考えるため、実際に起きているトラブルを基に法律上の問題点を検討することといたします。また、消費者庁の「インターネット消費者取引連絡会」や総務省「スマートフォン安心安全強化戦略」等の行政の取り組みや業界側の取り組みも紹介したうえで、今後のソーシャルゲーム・課金型ゲームにおいてトラブルが生じないようにするための方策やトラブルが生じた場合でも適切な解決が図られるための方策について皆様と一緒に考えていこうと思います。

主催：大阪弁護士会 共催：近畿弁護士会連合会

お問合せ先



ソーシャルゲーム・課金型ゲームの適切な利用を考える

～未成年者が被害にあわないために～

【日時】2014年7月12日(土)午後1:00～4:30

【会場】大阪弁護士会館2階ホール

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



一時保育あります(完全予約制)

Call 》06-6364-1227

申込方法：大阪弁護士会人権課までお電話にてお申込下さい。

申込期限：7月4日(金)午後5時まで

【対象】首のすわった幼児から未就学児まで 【時間】シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

参加申込書

ふりがな	
氏名	
電話番号	() —
参加人数	

※ 記載していただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用しません。

大阪弁護士会委員会部人権課 宛
FAX 06-6364-7477